

## ○ 公的統計の整備に関する基本的な計画に基づき、所要の見直しを実施

### (1) 農業経営統計調査の見直しの方向性

#### EBPMの推進

EBPMを支える公的統計について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成29年12月改訂）に基づき、その有用性の確保・向上を図る必要。（別紙1）

- ①統計相互の整合性の確保・向上（比較可能性の向上）
- ②正確かつ効率的な統計作成

#### 農林水産施策の推進

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月改訂）に基づく施策を着実に推進するための統計データを的確に整備する必要。（別紙2）

- ③担い手層の経営収支等のデータの充実
- ④経営の多角化を通じた経営発展の状況把握

#### 報告者（国民）の負担軽減

報告者の負担軽減や調査の効率的な実施に努めながら、必要な統計の整備を進める必要。（別紙1）

- ⑤調査事項、調査様式の簡素化
- ⑥行政記録情報や経営体の既存データの活用

#### 前回答申の課題への対応

諮問第89号の答申において「今後の課題」とされた、調査対象区分の見直し等について検討する必要。

- ⑦調査対象区分を見直し、農業経営体の実態を的確に把握
- ⑧米生産費統計の調査事項（ほ場間の距離等）のあり方を検討

### (2) 具体的な見直し内容

#### 【農業経営統計調査共通】

- 大規模の階層区分を追加するとともに、個別経営体の大規模階層と組織法人経営体の標本数を拡充。（③）
- 階層区分について営農類型別経営統計における個人経営と法人経営の区分を可能な範囲で統一し、農畜産物生産費統計についても同様に区分を可能な範囲で統一。（①）
- 調査方法について、現金出納帳等への日々記帳から、調査ごとに定める調査票への年1回の記帳に見直し。（②、⑤、⑥）

#### 【営農類型別経営統計】

- 調査対象区分を「個人経営体（非法人）」と「法人経営体（一戸一人を含む）」に見直し。（③、⑦）
- 他産業との比較を可能とするよう調査科目を企業会計基準に見直して「営業利益」を取りまとめるとともに、全農業経営体の平均的な姿を現す統計表として、個人経営体と法人経営体を統合した「農業経営体」を集計・表章。（①）
- 調査事項のうち経営収支に係る事項は、青色申告決算書等税務申告書類から転記できるよう調査票を改善。（②、⑤、⑥）
- きゅうり等の個別品目の生産実態や技術進展効果を明らかにするため、部門別統計を取りまとめる経営体を主産地に配置するとともに、作業別労働時間等を把握。（③）
- 農業生産関連事業に取り組む経営体に焦点を当てた経営収支等の集計・表章。（④）

#### 【農畜産物生産費統計】

- 牛に係る調査事項の把握に当たっては、(独)家畜改良センターの牛トレーサビリティ情報を最大限活用し効率化。（⑥）
- 畜産物生産費統計の調査事項の簡素化、調査期間の変更。（②、⑤）
- ※⑧については、米生産費の平成29年産結果等を踏まえ、34年調査までに結論を得る予定。

# 公的統計の整備に関する基本的な計画

(平成30年 3 月 6 日)

(抜粋)

## 第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

(略)

### 1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年 5 月 30 日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」という。）においては、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針が定められ、統計データ等を積極的に利活用して、E B P Mを推進する必要があるとされている。

このような状況の中、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たっては、統計調査の企画、設計等において、外部の声を把握し、それに対応することにより、報告者の負担軽減に配慮した改善を図っていくことが求められている。

このため、これまでも個別の調査ごとに行われてきた統計ニーズや、報告者の声（提案）の把握を経常的かつ横断的に実施する仕組みを再構築し、把握された提案への対応状況を統計委員会及び総務省においてフォローアップする。

また、E B P Mの推進に当たっては、統計等データ<sup>(注3)</sup>の整備・改善が必要不可欠なことから、統計委員会における定期的な統計の評価を通じた「統計棚卸し」（仮称。以下同じ。）や統計委員会内に新たに設置される「評価チーム」（仮称。以下同じ。）等による第三者評価に加え、各府省における統計の品質保証（Quality Assurance）の活動や「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直し等を通じ、統計ニーズを可能な限り反映した統計の作成・提供を進める。

---

(注3) 統計、調査票情報等及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報

## 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

国民経済計算は、より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況のふかみや国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供する役割を有している。

このような国民経済計算について、最終取りまとめにおいて、精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという、第Ⅱ期基本計画よりも踏み込んだ考え方が示されており、この新たな考え方の下で、統計委員会を中心に、関係府省が一体となってその具体化を図ることが重要となっている。

このため、国民経済計算について、5年ごとに経済構造を詳細に把握して推計する基準年における推計及びその補間年・延長年における推計において、供給・使用表（Supply and Use Tables。以下「SUT」という。）体系へ移行することを目指し、この移行に向けた検討と準備を関係府省が一体となって推進し、その精度向上を図る。

このSUT体系への移行に向けては、ビジネスサーベイ（仮称。以下同じ。）の枠組み<sup>(注4)</sup>の下で、報告者負担の抑制にも留意しつつ、サービス産業に係る統計調査の統合、商業統計調査（基幹統計調査）及び工業統計調査（基幹統計調査）の改善等を一体的に実施する。これに伴い、事業所母集団データベースに収集したデータにより、経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始するとともに、統計調査による把握が困難な業種については、行政記録情報等の活用を積極的に検討する。

また、建設、不動産、医療、介護及び教育の5分野に代表される、上記取組によっては解決できない個別分野の問題解決に取り組み、段階的な改善を図る。

さらに、関係府省が連携して、関連する経済統計や企業を対象とする統計調査の在り方の検討や、行政記録情報等・ビッグデータ<sup>(注5)</sup>を含む民間データの活用に関する研究を実施する。

---

(注4) 統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される国民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み

(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業が保有するデータ

## 第2 公的統計の整備に関する事項

1 (略)

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

(1)～(3) (略)

(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備

農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、基幹統計調査を始めとして、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、必要な統計の整備を進めている。

一方、骨太2017においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成29年12月8日改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

このため、農林水産統計の整備に当たっては、引き続き報告者負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要な農林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、流通構造の実態等をより的確に把握する観点から、調査事項や提供情報の充実等を推進する。また、農林業センサス（基幹統計調査）と経済センサス-活動調査により他産業から農林業への参入・連携状況等の把握・分析をするための新たな統計作成や、様々な形態の経営体の実態を把握するため、農業経営統計調査（基幹統計調査）の調査対象区分の見直しなどに向けた検討・検証を実施する。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1)・(2) (略)

#### (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが公的統計の有用性の向上という観点からも重要である。一方で、統計ニーズに対応するために、報告者に過度な負担を強いることは、統計調査への協力意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすこととなるため留意が必要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、統計ニーズに係るアンケート調査の見直しや、所管統計の改善等に係る統計ニーズの情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、①政策立案者を含めた定期的な意見交換の場の設置や、改善提案等を組織的に収集・反映する仕組みの構築、②統計委員会における報告者の声の募集と対応案の公表、③E B P M推進委員会・E B P M推進統括官との連携等、④統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意した上での重複等の取扱いに関する議論や調整の促進、⑤統計調査の企画時におけるニーズ把握・反映の原則化が求められている。

このため、総務省は、報告者の負担軽減・抑制にも留意しつつ、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を推進するため、各府省やE B P M推進委員会とも連携しつつ、経常的に報告者の声や統計ニーズを把握し、それらへの対応方策の作成・公表を行うとともに、統計委員会を中心に、その対応状況のフォローアップを定期的に行う。また、総務省は、報告者が各府省による統計調査と地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との間の重複等も負担と感じていることに留意し、これらの機関等との議論や調整を促進するため、必要に応じて当該機関等に対する情報提供や連絡等を行う。

また、各府省における統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズや報告者の声を把握し、その反映を検討することを原則とするとともに、自府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を事前確認することにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応、調査事務の効率化を図る。

なお、総務省は、統計調査の承認手続に係る審査等において、これらの取組のフォローアップを行うことにより、各府省の取組を促進する。また、統計棚卸しの取組や各府省が行った政策立案過程総括審議官等に対するデータ確認等の結果も活用することにより、統計調査の承認手続

に係る審査等の簡素化・迅速化を図る。

## 2 統計の品質確保

### (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

#### ア 統計基準の整備

統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。

第Ⅱ期基本計画においては、統計法第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基盤となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類の見直しや、生産物分類の段階的な構築が求められている。

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

#### イ 統計間の比較可能性向上

各統計の集計結果における地域区分、年齢階級、事業所規模等の表章区分について、その標準化を図ることは、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用である。

第Ⅱ期基本計画においては、年齢や事業所規模等に関する標準的な表章区分の在り方を検討することとされ、基幹統計を中心に現状の精査を実施しているところである。

また、基本方針や最終取りまとめでは、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加することや、統計間で異なっている地域区分の在り方について、ユーザーのニーズを踏まえて検討することが求められている。なお、e-Statにおけ

る主要な地方ブロック別のデータ取得機能の追加については、既に対応済みである。

このため、総務省は、各府省と連携し、更なる現状把握の結果や諸外国の動向等を踏まえつつ、年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次結論を得てその適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

(抜粋)

| 項目                                   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省  | 実施時期                         |
|--------------------------------------|---|-------|------------------------------|
| 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備<br>(4) 農林水産 | ◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。 | 農林水産省 | 平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。 |
| 関連施策の推進を図るための統計整備                    | ◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。                      | 農林水産省 | 平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。 |
|                                      | ◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度(2018年度)に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。  | 農林水産省 | 平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。 |



(別紙2)

# 農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成25年12月10日決定、平成30年6月1日改訂)

(抜粋)

I・II (略)

III 政策の展開方向

1・2 (略)

### 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

このため、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、地域内に分散・錯綜する農地を整理して、担い手ごとの集積・集約化を推進する。

併せて、経済界の知識や知見も活用しながら、新しい発想で、生産性の向上や農業につながる取組を進めるとともに、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。